保険薬局の方へ

**院外処方せんにおける問い合わせ簡素化プロトコルの運用について**

当院では、平成22年4月30日付で発出された厚生労働省医政局長通知（医政発0430第1号）「医療スタッフの協働・連携によるチーム医療の推進について」を踏まえ、プロトコルに基づく薬物治療管理の一環として、調剤上の典型的な変更に伴う問い合わせを減らし、患者への薬学的ケアの充実および処方医師の負担軽減を図ることを目的に、「院外処方せんにおける問い合わせ簡素化プロトコル」を運用します。

本プロトコルを適正に運用する上で、所属されている薬剤師会と当院とが合意書を締結することを必須条件としております。

また、プロトコルに則り、変更した内容につきましては、トレーシングレポートを使用して当院薬剤部へFAXでご連絡ください。ただし、後発医薬品の変更については患者のお薬手帳に記載し、FAXによる報告は不要です。

院外処方せんにおける問い合わせ簡素化プロトコルは[こちら](https://www.osakacity-hp.or.jp/ocgh/wp-content/uploads/2020/04/purotokoru.pdf)

【問合せ先】

大阪市立総合医療センター 薬剤部 薬品情報室

TEL 06 -6929 -1221（平日8:45～17:15）

FAX 06 -6929 -3454